

様式 1 (登録申請書)【規則様式第 21 (特定特殊自動車検査機関登録申請書)】

特 定 特 殊 自 動 車 検 査 機 関 登 録 申 請 書

平成 年 月 日

環境大臣  
経済産業大臣 殿  
国土交通大臣

申請者 東京都千代田区霞が関 丁目 番 号  
株式会社 特定原動機検査社  
代表取締役 環境 太郎 印

特定特殊自動車検査事務について主務大臣の登録を受けたいため、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 27 条において準用する第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

1. 特定特殊自動車検査事務を行おうとする事業場の名称及び所在地

名 称	所 在 地		
	郵便番号	住 所	電話番号
原動機検査センター	-	大阪府大阪市	-
計 1 箇所			

2. 特定特殊自動車検査事務を開始しようとする年月日

平成 年 月 日

担当者所属・氏名	部 課 環境 次郎
連絡先電話番号	- -
E-mail アドレス	aaa@aaa.co.jp

備考

- 「特定特殊自動車検査事務を行おうとする事業場の名称及び所在地」は、特定特殊自動車検査事務を行おうとする事業場の住所が申請者の住所と異なる場合に記載すること。
- 登録免許税の領収証書を添付すること。

提出年月日を必ず記載する。

環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の連名宛として下さい。

「申請者」欄には、次のことを記載し、押印して下さい。なお、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

(ア) 法人の場合

- ・ 本社の所在地 (登記されている所在地を正確に記載すること)
- ・ 会社名及び会社印
- ・ 代表者の役職・氏名及び代表者印

(イ) 個人の場合

- ・ 営業所の所在地
- ・ 名称
- ・ 本人の氏名及び個人印

「特定特殊自動車検査事務を行おうとする事業場の名称及び所在地」欄は、下記の場合を参考に記入して下さい。

(ア) 検査事務を行おうとする事業場の住所が申請者の住所と異なる場合。

(イ) 検査事務を行おうとする事業場の住所が申請者の住所と同じであるが、例えば本社以外の組織が行う場合。(例: 支社、支店、研究センター等)

(ウ) 上記(ア)(イ)の場合で、申請者の住所かつ本社等においても検査事務を行う場合には必ず「計 箇所」欄の箇所数にその数を入れて記入して下さい。(例: 左記の例の場合で、原動機検査センターのみで検査事務を行う場合には「計 1 箇所」と、本社及び原動機検査センターの両方で検査事務を行う場合には「計 2 箇所」と記載して下さい。この場合において「計 1 箇所」となっている場合には原動機検査センターのみが検査事務を実施する事業場として登録されますのでご注意下さい。)

「特定特殊自動車検査事務を開始しようとする年月日」欄は、申請日以降 (最長でも半年以内を目途) であればいつでも構いませんが、実際に検査事務を開始できるのは、登録が完了し、かつ業務規程が認可された日以降となります。

環境省から申請内容、記入内容等に関し問い合わせをすることがありますので、記載内容を熟知している担当者を記載して下さい。

様式 2 ( 誓約書 )

法第 27 条において準用する第 19 条第 3 項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

環 境 大 臣  
経 済 産 業 大 臣 殿  
国 土 交 通 大 臣

誓約した年月日を必ず記載する。特段の事情がない限り申請日に同じ。

環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の連名宛として下さい。

申請者 東京都千代田区霞が関 丁目 番 号  
株式会社 特定原動機検査社  
代表取締役 環境 太郎 印

様式 1 の「申請者」欄を参照。

申請者及び申請者の役員が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

1 . 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 ( 以下「法」という。 ) 又はこの法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

2 . 法第 27 条において準用する第 23 条第 4 項又は第 5 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者

様式 3 - 0 ( 検査器具一覧表 )

検 査 器 具 一 覧 表

測定項目	測定方式	メーカー名 及び型番	製造年	保管場所	添付仕様書
黒煙	反射光式	ABC-123	2005	原動機検査センター	カタログ添付
CO	非分散形赤 外線分析計 (NDIR)	DEF-456	2005	原動機検査センター	カタログ添付
HC	加熱水素イ オン化形分 析計(HFID)	GHI-789	2005	原動機検査センター	カタログ添付
気温				原動機検査センター	別紙 1
気圧				原動機検査センター	別紙 2

特定特殊自動車の検査で使用する検査機器を全て記載する。なお、測定とは直接関係のない発動発電機やコンプレッサー等については記載しなくて構いません。

「添付仕様書」欄に記載した資料を添付して下さい。添付資料としては、できるだけ製品のカタログや取扱説明書における仕様が書かれたページのコピーとして下さい。  
また、カタログ等で外観が明確である場合を除き、写真を併せて提出して下さい。

備考

- 1 . 「保管場所」欄には、検査器具の保管されている事業場名を記載する。
- 2 . 「添付仕様書」欄には、別紙 、カタログ添付等を記載する。

様式 3 ( 特定特殊自動車検査事務実施者一覧表 )

特定特殊自動車検査事務実施者一覧表

氏 名	生年月日	所 属	役 職	最終学歴	添付証明書
環境 三郎	昭和 年 月 日	部	部長	大学 学部 機械工学科卒	卒業証明書
環境 四郎	昭和 年 月 日	部 課	課長	高校 普通科卒	2 級ジーゼル 自動車整備士 合格証書

特定特殊自動車検査事務を実施する者の中から 2 名を記載する。

「添付証明書」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であることを証する書面です。  
申請時には、「添付証明書」欄に記載した証明書を忘れずに添付して下さい。

備考

「添付証明書」欄には、卒業証明書、士合格証等を記載する。

様式4 (実務経験証明書)

実 務 経 験 証 明 書

検査事務実施者の氏名	環境 三郎	
原動機に関する実務の経験	期 間	実務の内容
	平成 年 月 ~ 平成 年 月	部原動機一課 係長 原動機耐久試験に従事
	平成 年 月 ~ 平成 年 月	部原動機二課 課長 原動機排出ガス試験に従事
	平成 年 月 ~ 平成 年 月	部 部長 原動機試験全般の指導監督に従事
	年 月 ~ 年 月	
	年 月 ~ 年 月	
上記の者は、上記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。		
平成 年 月 日		
証明者 株式会社 特定原動機検査社 代表取締役 環境 太郎 印		
証明者と被証明者との関係	従業員	
証明を得ることができない場合にあっては、その理由		

様式3 (特定特殊自動車検査事務実施者一覧表)に記載した者ごとに全員分を作成して下さい。

「実務の内容」欄は、原動機に関する実務の経験について記載しますが、記入欄は概ね下記の内容を節目に欄を分けて記載して下さい。

- ・所属部署
- ・役職
- ・業務内容等

記載期間は、通算して3年以上原動機に関する実務の経験があることがわかる範囲で構いません。

検査事務実施者が企業間を移籍しており、複数の企業での実務経験を証明する場合には、所属していた企業毎に証明書を作成する。(現在所属する企業において通算して3年以上原動機に関する実務の経験がある場合には不要。)

証明者は、原則として、実務を行った当時に所属していた企業の、現在の代表者とする。

「証明者と被証明者との関係」欄は、被証明者が調査を行った当時に所属していた企業の現在の代表者が証明者である場合には、単に「従業員」とのみ記載する。それ以外の場合は、関係について具体的に記載する。

適切な証明者の証明を得ることができない場合は、「証明者」欄は空欄とし、「証明を得ることができない場合にあっては、その理由」欄に理由を記載する。

様式 5 ( 構成員名簿 )

構 成 員 名 簿

( 平成 年 月 日現在 )

氏名又は名称	構 成 割 合 ( % )
大気 清子	30%
大気 清美	20%
大気 清恵	20%
(株)オフロード社	10%
(株)オンロード社	5%

株式会社にあつては、発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主を全て記載して下さい。  
 「構成割合」欄には、発行済株式総数に対する割合を記載する。なお、数値は小数点以下1位を四捨五入し、整数で表示する。

有限会社にあつては、社員（民法上の社員であり、従業員ではありません）を記載して下さい。  
 「構成割合」欄には、出資の総額に対する割合を記載する。なお、数値は小数点以下1位を四捨五入し、整数で表示する。

備考

株式会社の場合は、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主のみでよい。

様式6 (役員名簿)

役員名簿

(平成 年 月 日現在)

氏名	役職
環境 太郎	代表取締役
大気 次郎	専務取締役
特殊 三郎	専務取締役
検査 四郎	取締役
黒煙 五郎	監査役

申請日に同じ。

すべての役員(常勤、非常勤を問わず、また監査役、監事を含む。)を記載する。

様式7 (役員略歴)

役員略歴

(平成 年 月 日現在)

氏名	環境 太郎	役職名	代表取締役
生年月日	昭和 年 月 日	最終学歴	大学 学部 学科
現住所	東京都		
職歴			
平成 年 月 ~ 平成 年 月 株式会社 オンロード社 原動機部長			
平成 年 月 ~ 平成 年 月 株式会社 特定原動機検査社 オフロード部長			
平成 年 月 ~ 平成 年 月 株式会社 特定原動機検査社 専務取締役			
平成 年 月 ~ 平成 年 月 株式会社 特定原動機検査社 代表取締役			
賞罰			
なし			
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日			
氏名 環境 太郎			印

すべての役員(登記されている役員)について作成する。

「賞罰」欄には、行政処分等についても記載する。何もない場合は「なし」と記載する。

氏名及び印は、略歴書に係る個人の氏名及び個人印とする。



様式 8 ( 業務規程認可申請書 )

業 務 規 程 認 可 申 請 書

平成 年 月 日

環 境 大 臣  
経 済 産 業 大 臣 殿  
国 土 交 通 大 臣

申 請 者

東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 丁 目 番 号  
株 式 会 社 特 定 原 動 機 検 査 社  
代 表 取 締 役 環 境 太 郎 印

特 定 特 殊 自 動 車 排 出 ガ ス の 規 制 等 に 関 す る 法 律 第 27 条 に お い て 準 用 す る 第 21 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き、特 定 特 殊 自 動 車 検 査 事 務 の 実 施 に 関 す る 規 程 の 認 可 を 受 け た い の で、別 添 の と お り 申 請 し ま す。

提出年月日を必ず記載する。

環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の連名宛として下さい。

登録簿の登録番号を記載する。

様式 1 の「申請者」欄を参照。

業務規程を添付して下さい。

担当者所属・氏名	部 課 環 境 次 郎
連絡先電話番号	- -
E-mail アドレス	aaa@aaa.co.jp

環境省から申請内容、記入内容等に関し問い合わせをすることがありますので、記載内容を熟知している担当者を記載して下さい。

様式 9 ( 業務規程変更認可申請書 )

業 務 規 程 変 更 認 可 申 請 書

平成 年 月 日

環 境 大 臣  
経 済 産 業 大 臣 殿  
国 土 交 通 大 臣

申 請 者

東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 丁 目 番 号  
株 式 会 社 特 定 原 動 機 検 査 社  
代 表 取 締 役 環 境 太 郎 印

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 27 条において準用する第 21 条第 4 項の規定に基づき、特定特殊自動車検査事務の実施に関する規程の変更認可を受けたいので、別添のとおり申請します。

提出年月日を必ず記載する。

環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の連名宛として下さい。

登録簿の登録番号を記載する。

様式 1 の「申請者」欄を参照。

業務規程を添付して下さい。

担当者所属・氏名	部 課 環 境 次 郎
連絡先電話番号	- -
E-mail アドレス	aaa@aaa.co.jp

環境省から申請内容、記入内容等に関し問い合わせをすることがありますので、記載内容を熟知している担当者を記載して下さい。

様式 10 ( 検査結果通知書 )

特 定 特 殊 自 動 車 検 査 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

環 境 大 臣  
経 済 産 業 大 臣 殿  
国 土 交 通 大 臣

東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 丁 目 番 号  
株 式 会 社 特 定 原 動 機 検 査 社  
代 表 取 締 役 環 境 太 郎 印

特 定 特 殊 自 動 車 排 出 ガ ス の 規 制 等 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 第 32 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、 特 定 特 殊 自 動 車 検 査 事 務 の 結 果 を 通 知 し ま す。

特 定 特 殊 自 動 車 の 車 名	環 境
特 定 特 殊 自 動 車 の 型 式	X Y Z - 1 2 3
確 認 申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称	× 建 設 株 式 会 社
特 定 特 殊 自 動 車 を 識 別 す る 事 項	原 動 機 シ リ ア ル ナ ン バ ー A B C - 1 2 3 - Z 0 0 0 0 1 車 体 シ リ ア ル ナ ン バ ー X Y Z - 1 2 3 - A 0 0 0 0 1
検 査 結 果	適 合
特 記 事 項	

担 当 者 所 属 ・ 氏 名	部 課 環 境 次 郎
連 絡 先 電 話 番 号	- -
E-mail ア ド レ ス	aaa@aaa.co.jp

備 考

- 「検査結果」欄には、適合又は不適合を記載する。
- 「特記事項」欄には、特記すべき事項がある場合に記載する。

提出年月日を必ず記載する。

環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の連名宛として下さい。

登録簿の登録番号を記載する。

様式 1 の「申請者」欄を参照。

「検査結果」欄には、特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合しているかどうかの検査の結果により「適合」又は「不適合」を記載して下さい。

環境省から申請内容、記入内容等に関し問い合わせをすることがありますので、記載内容を熟知している担当者を記載して下さい。

様式 11 (事業場変更届出書)

事業場変更届出書

平成 年 月 日

環境大臣  
経済産業大臣 殿  
国土交通大臣

申請者

東京都千代田区霞が関 丁目 番号  
株式会社 特定原動機検査社  
代表取締役 環境 太郎 印

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 27 条において準用する第 21 条第 3 項に基づき、特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の所在地を変更するので、次のとおり届出します。

変更前	変更後	変更予定日
原動機検査センター 〒 - 大阪府大阪市 電話 - -	原動機大阪検査センター 〒 - 大阪府堺市 電話 - -	平成 年 月 日
(追加)	原動機名古屋検査センター 〒 - 愛知県名古屋市 - -	平成 年 月 日

担当者所属・氏名	部 課 環境 次郎
連絡先電話番号	- -
E-mail アドレス	aaa@aaa.co.jp

提出年月日を必ず記載する。

環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の連名宛として下さい。

登録簿の登録番号を記載する。

様式 1 の「申請者」欄を参照。

事業場の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする 2 週間前までに届け出なければなりません。「変更予定日」欄に記載する日付は、届け出の日から 2 週間以上開けて下さい。

検査事務を行う事業場を追加又は廃止(ここでいう廃止は、検査事務を行う事業場が複数あり、その一部を廃止する場合のことで、廃止により検査事務を行う事業場がなくなってしまう場合は、事業場の変更ではなく、検査事務の廃止又は休止になります。)する場合にも届出をして下さい。

事業場の所在地の変更を伴わない下記の変更は、様式 12 (登録内容変更届出書)により届出して下さい。

- ・事業場の名称の変更
- ・事業場の電話番号の変更
- ・申請者の住所
- ・申請者の名称
- ・申請者の代表者の氏名

業務規程の変更が伴うものは、様式 9 (業務規程変更認可申請書)を合わせて提出する必要があります。

環境省から申請内容、記入内容等に関し問い合わせをすることがありますので、記載内容を熟知している担当者を記載して下さい。

様式 12 ( 登録内容変更届出書 )

登 録 内 容 変 更 届 出 書

平成 年 月 日

環 境 大 臣  
 経 済 産 業 大 臣 殿  
 国 土 交 通 大 臣

申 請 者

東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 丁 目 番 号  
 株 式 会 社 オ フ ロ ー ド 検 査 社  
 代 表 取 締 役 環 境 一 郎 印

特定特殊自動車検査機関登録申請の内容に変更がありましたので、次のとおり届出します。

変 更 前	変 更 後	変 更 予 定 日
株式会社 特定原動機検査社	株式会社 オフロード検査社	平成 年 月 日
代表取締役 環境 太郎	代表取締役 環境 一郎	平成 年 月 日
原動機大阪検査センター 〒 - 大阪府堺市 電話 - -	原動機関西検査センター 同左 同左 同左	平成 年 月 日

担当者所属・氏名	部 課 環 境 次 郎
連絡先電話番号	- -
E-mail アドレス	aaa@aaa.co.jp

提出年月日を必ず記載する。

環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の連名宛として下さい。

登録簿の登録番号を記載する。

様式 1 の「申請者」欄を参照。

事業場の所在地の変更を伴わない下記の変更は、本様式( 様式 12( 登録内容変更届出書 ) )により届出して下さい。

- ・登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・事業場の名称

事業場の所在地を変更しようとするときは、様式 11 ( 事業場変更届出書 ) により届出して下さい。なお、事業場の所在地を変更しようとするときは、変更の 2 週間前までに届出なければなりませんので注意して下さい。

業務規程の変更が伴うものは、様式 9 ( 業務規程変更認可申請書 ) を合わせて提出する必要があります。

環境省から申請内容、記入内容等に関し問い合わせをすることがありますので、記載内容を熟知している担当者を記載して下さい。

様式 13 ( 休廃止許可申請書 ) 【規則様式第 22 ( 特定特殊自動車検査事務の休廃止許可申請書 )】

特定特殊自動車検査事務の休廃止許可申請書

平成 年 月 日

環境大臣  
経済産業大臣 殿  
国土交通大臣

申請者

東京都千代田区霞が関 丁目 番号  
株式会社 特定原動機検査社  
代表取締役 環境 太郎 印

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 27 条において準用する第 21 条第 8 項の規定に基づき、主務大臣の許可を受けたいため、下記のとおり申請します。

1. 休止し、又は廃止しようとする特定特殊自動車検査事務の範囲

休止又は廃止の別	特定特殊自動車検査事務の範囲
廃止	全部

2. 休止し、又は廃止しようとする年月日

平成 年 月 日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

4. 休止又は廃止の理由

検査事務実施者の退職 ( 月 日予定 ) により登録の基準を満たせなくなる予定のため

担当者所属・氏名	部 課 環境 次郎
連絡先電話番号	- -
E-mail アドレス	aaa@aaa.co.jp

提出年月日を必ず記載する。申請は「休止し、又は廃止しようとする年月日」欄に記載する日付に対して余裕を持って ( 2 ヶ月程度 ) 行うようにして下さい。主務大臣の許可なく検査事務を休止、又は廃止した場合には罰則の対象となります。

環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の連名宛として下さい。

登録簿の登録番号を記載する。

様式 1 の「申請者」欄を参照。

「休止し、又は廃止しようとする特定特殊自動車検査事務の範囲」欄には、休廃止の別により「休止」又は「廃止」を記載して下さい。  
また、休止又は廃止する特定原動機検査事務の範囲を具体的に記載して下さい。

業務規程の変更が伴うものは、様式 9 ( 業務規程変更認可申請書 ) を合わせて提出する必要があります。

「休止又は廃止の理由」欄には、具体的な理由を記載して下さい。

環境省から申請内容、記入内容等に関し問い合わせをすることがありますので、記載内容を熟知している担当者を記載して下さい。

様式 14 (登録更新申請書)

特 定 特 殊 自 動 車 検 査 機 関 登 録 更 新 申 請 書

平成 年 月 日

環 境 大 臣  
経 済 産 業 大 臣 殿  
国 土 交 通 大 臣

申 請 者

東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 丁 目 番 号  
株 式 会 社 特 定 原 動 機 検 査 社  
代 表 取 締 役 環 境 太 郎 印

特 定 特 殊 自 動 車 検 査 事 務 に つ い て 登 録 の 更 新 を 受 け たい た め、特 定 特 殊 自 動 車 排 出 ガ ス の 規 制 等 に 関 す る 法 律 第 27 条 に お い て 準 用 す る 第 20 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 申 請 し ま す。

1. 最 初 に 登 録 を 受 け た 年 月 日

平成 年 月 日

2. 特 定 特 殊 自 動 車 検 査 事 務 を 行 お う と す る 事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地

名 称	所 在 地		
	郵便番号	住 所	電話番号
原 動 機 検 査 セ ン タ ー	-	大 阪 府 大 阪 市	-
計 1 箇 所			

担 当 者 所 属 ・ 氏 名	部 課 環 境 次 郎
連 絡 先 電 話 番 号	-
E-mail アドレス	aaa@aaa.co.jp

備 考

「特 定 特 殊 自 動 車 検 査 事 務 を 行 お う と す る 事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地」は、特 定 特 殊 自 動 車 検 査 事 務 を 行 お う と す る 事 業 場 の 住 所 が 申 請 者 の 住 所 と 異 な る 場 合 に 記 載 す る こ と。

提 出 年 月 日 を 必 ず 記 載 す る。

環 境 大 臣、経 済 産 業 大 臣、国 土 交 通 大 臣 の 連 名 宛 と し て 下 さ い。

登 録 簿 の 登 録 番 号 を 記 載 す る。

様 式 1 の 「申 請 者」欄 を 参 照。

「登 録 年 月 日」欄 に は、最 初 に 登 録 を 受 け た 日 付 を 記 載 す る。

様 式 1 の 「特 定 特 殊 自 動 車 検 査 事 務 を 行 お う と す る 事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地」欄 を 参 照。

環 境 省 か ら 申 請 内 容、記 入 内 容 等 に 関 し 問 い 合 わ せ を す る こ と が あ り ま す の で、記 載 内 容 を 熟 知 し て い る 担 当 者 を 記 載 し て 下 さ い。